

社会福祉法人こまくさ福祉会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こまくさ福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(役員等の報酬等)

第3条 役員等の報酬は無償とする。

(実費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて旅費等を支給することができる。

2 役員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年6月21日より適用する。
2. 平成30年6月20日一部改正